就労選択支援の指定基準について

(1) 人員基準

職種	資格要件	必要員数
管理者	以下のいずれかに該当する者 ●社会福祉主事任用資格を有する(社会福祉士、精神保健福祉士など) ●社会福祉事業に 2 年以上従事した	1 人 (業務に支障がない場合、他の職種を 兼務可)
就労選択支援員	以下のいずれかの研修修了者 ●就労選択支援員養成研修 ●障害者の就労支援に関する基礎的研修 ●就業支援基礎研修(就労支援員対応型) ●訪問型職場適応援助者養成研修 ●サービス管理責任者研修専門コース別研修(就労支援コース) ●相談支援従事者研修専門コース別研修(就労支援コース)	● 1 人以上 ●常勤換算で利用者 数を 15 で除した数 以上

[※]就労選択支援員の資格要件について、就労選択支援員養成研修を除く研修は令和9年度末までの経 過措置として認められる

※利用者数は、前年度の平均値を使用。新規指定の場合、推定数(利用定員×0.9)

(2) 設備基準

設備	内容	
訓練・作業室	●部屋の広さは、 利用者1人あたり2.0 ㎡以上 を確保すること ●複数種類の活動を行う場合、活動の種類ごとに区分すること	
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること(間仕切りするなど他の事業と明確に区分する場合、同一の事務室でも可)	
相談室	利用者、相談員を含め4人程度が使用することを想定し、部屋の広さは 4㎡ 以上 を確保すること	
手洗い設備	便所内の手洗いとは別に設置すること	
便所	利用者の特性に応じたものを設置すること	
	●部屋の広さは、 利用者1人あたり 2.0 ㎡以上 を確保すること	
多目的室	●利用者の支援に支障がない場合、相談室との兼用可。ただし、相談室と兼用する部分を除き、利用者1人あたり 2.0 ㎡以上を確保すること	

[※]生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型と一体的に運営する場合、訓練・作業室を除き、既存の設備との兼用可

※一体的に運営する事業所の訓練・作業室内に訓練・作業室を設ける場合、事業ごとにパーテーション 等によって区分すること

(3) 事業者要件

就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の指定を受けており、過去 3 年間で一般就労へ移行した者が 3 人以上いること(事業運営が 3 年に満たない場合でも、一般就労へ移行した者が 3 人以上いれば可)

(4) 最低定員 10人